

## 「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守いたします。

また、当組合は、お客様と保証契約を締結する場合や保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

○ 本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。

- ・ 全国銀行協会（全国銀行協会のサイトへリンクします）
- ・ 日本商工会議所（日本商工会議所のサイトへリンクします）

○ 本ガイドラインに関するご相談は、金融円滑化に関する相談窓口にて承ります。

融資部審査課 電話番号：0564—55—2995

融資部管理課 同上